

特許庁委託 平成31年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業

商標権に係るエンフォースメントの日米比較 損害賠償と刑事罰を中心に

2020年3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所
派遣研究者

金子 敏哉

報告の概要

I. はじめに

– 研究の背景、目的、検討対象等

II. 米国の商標に係る損害賠償制度の概要 と日本との比較

III. 日本と米国の商標に関する民事訴訟件 数・損害賠償の実情比較

IV. 刑事罰の運用状況

V. おわりに

I 1 研究の背景

- TPP・CPTPP
 - 18.74条7項: 商標の不正使用(trademark counterfeiting)について、追加的損害賠償又は法定の損害賠償(pre-established damages)の導入を要求
 - 同条8項: 法定の損害賠償の額につき侵害により権利者が被った被害を補償するに十分な額に定めるとともに、「将来の侵害を抑止することを目的として定める」ことを規定
- TPP協定整備法(2018年末に施行)
 - 商標法38条新4項(令和元年改正後は5項)の新設
- 「抑止」を損害賠償制度の中でどのように考えるか、刑事罰との関係をどう考えるか

I 2 研究の目的

- 米国と日本の商標権に係る損害賠償・刑事罰について、
 - 制度上の相違点と
 - 実際の全体的な運用状況を明らかにし、
- 両国の各制度の全体像を明らかにしながら、異同について考察する。

I 3 研究の手法

- 文献・立法資料・裁判例の調査
 - 特に2014年から2018年の間の裁判例の検討
 - 日本:最高裁ウェブサイトに掲載された判決例のうち、商標権・不正競争防止法2条1項1号・2号に基づく請求がされた事案
 - 米国:Lex Machina社のデータベース上、2014年から2018年に本案判決(Judgement on Merits)又は陪審評決に基づき商標法に関連する損害賠償額が算定された事案
- 統計データ等の分析
 - 裁判所による公式統計
 - Lex Machinaのデータ

Lex Machinaのデータ

- PACER(Public Access to Court Electronic Record:連邦上訴・地方裁判所の文書の電子公開サービス)等の一次資料からのクロールリングにより、各事件の文書(docket)等を収集し、これらを機械的な手法(自然言語処理と機械学習システム)と同社の法律専門家による分析を組み合わせで行ったものとされている

I 4 検討の対象外

- 水際規制
- ドメイン名の不正取得・利用
- 差止・廃棄請求
- 訴訟費用、弁護士費用の敗訴者負担
- 媒介者の責任
- 具体的な手続き法上の諸制度(被告の特定、送達、刑事手続きにおける侵害者利益等の没収と被害者への還付等)

II 米国法上の商標の損害賠償

1 米国連邦商標法と州法

- 現行連邦商標法：ラナム法(Lanham Act)
 - 州際取引等で使用される標章を規律。
 - 登録商標権の侵害(ラナム法32条(1))、未登録商標権の侵害 (ラナム法43条(a)(1)(A)。虚偽の出所表示)
 - 「混同のおそれ」を中心とする侵害判断
 - 希釈化(ラナム法43条(c))
- 州法(判例法、制定法)

2 米国法 商標に係る 損害賠償制度の概要

商標権侵害・故意の希釈 化(35(a))	偽造標章の使用
現実損害賠償及び利益返還 (エクイティの原則に従う。侵害者利益額の立証責任分配規定)	
裁量的増額賠償及び利益 返還の裁量的増減 (罰ではなく補償)	義務的三倍賠償(意図的な偽造 標章の使用)(35(b))
	法定損害賠償(現実損害・利益 返還に代えて)(35(c))
(州法に基づく懲罰的損害賠償)	

米国 特許権・著作権との比較

ラナム法	特許法	著作権法
現実損害の賠償	○(合理的実施料を下限)	○
利益返還・侵害者利益額の立証責任の分配	× ただし意匠特許は「総利益」を上限とする賠償	○(ラナム法と同じ)
裁量的増額賠償(罰ではなく補償)	○ (懲罰的な性質と理解されている)	×
利益額の裁量的減額	×	×
義務的三倍賠償 (意図的な偽造標章の使用に限定)	×	×
法定損害賠償(偽造標章の使用に限定)	× ただし意匠特許の侵害につき250ドルが下限	○(著作権侵害一般)
州法に基づく懲罰的損害賠償の可能性	×	×

3 現実損害の賠償

- 要件
 - 「エクイティの原則」に従う。
 - 歴史的にはコモンロー上の救済に由来。
 - 原告が、損害の発生及び侵害行為と損害との因果関係を証明する責任を負う。
 - 多くの巡回区(第二巡回区等)は、「現実の混同」を要件としている。
 - 第9巡回区等は不要。
 - 損害の額については、損害の発生に比べれば立証責任については柔軟な判断。
 - 現実損害の賠償と利益返還の両者の請求も可能。
 - 同一の損害・利益についての二重取りは不可。

3 現実損害の賠償 主要な算定方法

1. 売上減少による逸失利益

2. 合理的使用料

一般的には元ライセンサーによる契約終了後の使用の事案

高額の認容事例：

GATORADE (Thurst Aid) 事件(使用料率1年目1%、
2年目以降0.5%で約1030万ドル)

adidas 対 Payless 事件(使用料率7.78%で3060万ドル)

3 現実損害の賠償 主要な算定方法

3. 矯正広告費用

- 原告の信用の喪失・需要者の混同を是正するための広告費用
 - 原告が既に支出した費用に基づく場合
 - 将来の矯正広告費用相当額
 - Big O事件(第10巡回区):25%ルール
 - 第7・第9巡回区は、原告商標の価値を超える矯正広告費用の賠償は認められないとの立場

4 利益返還 (侵害者利益の吐き出し)

- (歴史的にも)エクイティに基づく
- 現実損害がない・侵害者利益額に比べて現実損害が明らかに小さい場合にも、当然には減額されない。
 - ただし「エクイティ」としての性質・後述の裁量的減額により、原告側の事情(損害の有無・程度)が考慮要素なる点に留意。

4 利益返還

利益返還の根拠・目的

① 原告の損害の補償

侵害者利益額を原告の損害をおおよそ示すものとしてその賠償を認める

② 被告の不当利得(unjust enrichment)

③ 故意による侵害行為の抑止(deterrence)

4 利益返還要件

- エクイティに基づき諸事情を考慮して判断
 - 例：第5巡回区(Pebble Beach Factors)
 - (1)被告の混同又は欺罔の意図の有無、(2)売上が原告から被告に推移したか否か、(3)他の救済手段が十分なものか、(4)原告による権利主張の不合理的な遅延、(5)当該違法行為を利益を得られないものとする事について公共の利益、(6)当該事案が詐称通用(palming off)か否か
 - 原告と被告の競合関係、現実の混同の有無、損害の発生は要件ではないが重要な考慮要素

4 利益返還 要件 故意

- 商標権の侵害につき、被告の故意が利益返還か否かは裁判例が分かれている状況
 - (特に1999年改正で35条(a)に希釈化については故意の場合に限ることが規定された結果)多くの巡回区は故意は要件ではないとする。
 - 第2巡回区・第9巡回区は故意を要件とする。
- 現在、連邦最高裁が、第二巡回区の判例に基づくCAFCの判断(Romag対Fossil事件)に対する裁量上訴を受理し、審理を進めている。

4 利益返還

Romag事件のアミカスブリーフ

- アメリカ法曹協会(ABA)・アメリカ知的財産法協会・国際商標協会(INTA)・シカゴ知的財産法協会
 - 故意を要件とすべきでないことを主張
- 知的財産法学者(Lemleyら)・知的財産所有者協会
 - 故意を要件とすべきことを主張。
 - 知財法学者: 悪質な侵害行為の抑止と、正当な競争・取引への委縮効果の防止とのバランスをとるためには故意を必須の要件とすべき

4 利益返還 侵害者利益額の算定と立証責任の分配

- ラナム法35条(a)
 - 原告は売上高のみを立証すれば足り、被告が費用及び他の控除に係る要素を証明する責任を負う。
 - 被告側が証明責任を負う主な事情
 - 費用
 - 侵害以外の要因に帰すべき利益

侵害に帰すべき利益への配分・ 寄与度減額(apportionment)

- その判断の困難さ故に...
 - 特許法では利益返還を廃止。
 - 意匠特許については、総利益(total profits)の返還（寄与度減額の否定）
 - 商標法・著作権法では、被告側に証明責任を負担させた。
 - Hamilton-Brown Shoe Co. v. Wolf Bros. & Co.(1916)
 - Mishawaka Rubber & Woolen Mfg. Co. v. S.S. Kresge Co. (1947)

5 裁量的増額賠償 侵害者利益に基づく賠償の裁量的増減

- 現実損害

3倍を上限として、裁判所が裁量的に増額可能。

- 利益返還

裁判所が不十分又は過大と判断する場合、賠償額を裁量的に増額又は減額可能。

5 裁量的増額賠償 侵害者利益に基づく賠償の裁量的増減

- ラナム法35条(a)

裁量的増(減)額後の賠償額が「罰(penalty)ではなく補償(compensation)」を構成するものであることを明記

- 米国特許法284条

- 同様の裁量的増額賠償規定を有するが、「罰ではなく補償」の文言はなし。
- 「懲罰的な」(punitive)性質と理解されている。

侵害者利益額に基づく賠償の裁 量的減額と「罰ではなく補償」

- 立法趣旨は明らかではない。
- 元となった法案の起草者ら
 - 1905年法下での利益返還事例(Hamilton-Brown Shoe Co等)の賠償額が過大に過ぎるとの問題意識

裁量的増額の趣旨

- ① 損害の填補（立証困難な損害についての適切な補償）
- ② 侵害の抑止

第二巡回区は①②双方を裁量的増額の目的と解するのに対して、第九巡回区は「罰ではなく補償」の文言に鑑み①のみを目的と解する。

6 州法に基づく 懲罰的損害賠償

- ラナム法上、懲罰的損害賠償は認められていないが、ラナム法は州法に基づく救済を先占しないとの理解
- あまりに過大な懲罰的損害賠償は、合衆国憲法修正14条(デュープロセス条項)に違反する可能性も。
- Tiffany 対Costco事件(2017年、ニューヨーク南部地区。上訴中)
 - 侵害者利益370万 × 偽造標章の使用を理由とする義務的三倍賠償 + 懲罰的損害賠償(825万) = 合計1935万ドルの賠償

7 偽造標章に係る特別の民事上の救済 (1) 偽造標章の使用

- 連邦登録商標権の侵害となる行為のうち、
 - 登録商標と同一又は実質的に見分けがつかない商標を
 - 指定商品・役務と同一の商品・役務に使用する行為
 - Tiffany対Costco事件: 被告店舗の販売ケースにおいて“639911–Platinum Tiffany.70 VS2, 1 Round Diamond Ring–3199.99”等の表示と共に指輪が展示されていた事案につき偽造標章の使用に該当すると判断。
 - Coty Inc. v. Excell Brands事件: ノックオフ品のパッケージにおける類似名称、Our Version Of’(Cotyの香水名)等の表示につき、侵害は肯定したが偽造標章の使用に該当しないと判断。

7(2) 義務的三倍賠償 ラナム法35条(b)

- (1)偽造標章であることを認識しながら意図的に当該商品・サービスに偽造標章を使用した場合、又は、(2)提供先が(1)の違反行為に使用することを意図して、違反に必要な商品・サービスを提供した場合について、裁判所が酌量すべき事情(extenuating circumstances)を認定した場合を除き、「当該利益額又は損害額のいずれかより大きい額を3倍した金額に合理的な弁護士費用を合わせた判決をしなければならない(shall)」ことを規定

7(2) 義務的三倍賠償

- 1984年商標偽造法による導入

- 立法趣旨(上院司法委員会報告書)

- ① 偽造標章の使用の抑止

- 明確に「懲罰的」(punitive)なもの、「罰」と位置づけ

- ② 商標権者に対する権利行使の動機付け

- 「多忙な連邦検察官が多数の商標偽造者を刑事訴追するためのリソースを単純に欠いている」ことであり、商標権者が特にその商標についての正確な情報の点で、偽造商標に対する権利保護・公衆の利益の回復の点で重要な役割を果たす

7(3) 法定損害賠償 (ラナム法35条(c))

- 現実損害・利益返還(と増額賠償)に代わるものとして、原告が選択。
- 事実審の終局判決以前のどの時期でも選択可能
- 1996年改正で導入。
 - 立法趣旨として、商標偽造業者の記録はしばしば破棄・隠匿・不存在故に損害の立証が著しく困難であることが言及されている。
- 法定賠償額の範囲(2008年改正で引きあげ)
 - 1商標、1商品・サービスの種類あたり1,000ドルから20万ドル。
 - 故意侵害の場合、上限は200万ドル。

8 日本法との制度上の相違

- 日本法は、原則として、現実損害のみを賠償対象とする。
 - 損害額に関する規定として商標法38条
 - 無形損害
- 填補賠償原則
 - 裁判官は、現実損害の算定に関してある程度広範な裁量が認められている。
 - 「抑止」は直接の目的とはされていない。
- 米国法の利益返還と、日本法の侵害者利益額に基づく推定（38条2項）
 - 原告損害額が低いことによる控除が認められることが制度上の大きな相違
- 法定損害賠償
 - 裁判官の裁量的な損害額の算定という点では、商標法38条新4項よりも、38条3項又は無形損害に係る損害額の算定が米国の法定損害賠償と一部類似した機能を果たしている。

III 日本と米国の民事訴訟件数 ・損害賠償の実情比較

- 2016年
 - 米国の人口は日本の人口の約2.5倍
 - 米国の名目GDPは、日本の名目GDPの約3.8倍

III 1(1) 日本と米国の 商標関係民事訴訟新受件数

1年あたりの平均新受件数（2014～2018年）
裁判所の公式データより

日本				
商標	特許	著作権	不正競争	知的財産
84	153	177	109	554
米国				
商標	特許	著作権		知的財産
3297	4648	4470		12527

III 1 (2) 終局状況

第一審終局状況（日本・裁判所、米国Lex Machina）(2014-2018)

	全体	本案判決		欠席判決 （日本については推計）		同意判決 裁判上の和解		取下げ	
日本・知財	2529	989	39.1%	108	4.3%	1120	44.3%	312	12.3%
米国・知財	56,820	2313	4.1%	3366	5.9%	3415	6.0%	47726	84.0%
米国・商標	18,067	923	5.1%	2347	13.0%	2161	12.0%	12636	69.9%

III 1 (3) 欠席判決率

2014年～2018年の欠席判決率

米国 (Lex Machina) ()内は同意判決を除外

日本 (「裁判の迅速化に係る検証報告書」(第6回～第8回)に基づく2014年・2016年・2018年の合計平均値を利用

米国			日本 (推計)	
商標	特許	著作権	知的財産	民事一般
43.2% (71.8%)	8.2% (14.8%)	45.1% (66.7%)	9.4%	38.7%

III1(4) 日米の訴訟件数と終局状況

- 米国の民事訴訟の新受件数は米国が圧倒的に高い。しかしその多くは取下げで終結する。
 - (特許事件に関して既に指摘されている通り) ディスカバリ・陪審審理の負担、交渉の差等
- 米国の商標・著作権事件については、欠席判決率が特に高い
 - 米国の商標関係の欠席判決事件の多くは、オンライン上での偽造品の販売に関する事案
 - 被告の特定・送達等に関する日本法との相違
 - 法定損害賠償の活用

III 2 (1)米国商標事件の 損害額算定状況概観

- Brian C. Howard, Lex Machina Trademark Litigation Report 2017 (Lex Machina レポート 2017)
 - 故意を理由とする増額賠償を含んでいない点に留意。

III2 (1)判決種別と損害額 (Lex Machina Report 2017)

米国連邦地裁判決 各判決種別毎の損害額(2009年～
2017年10月)

	同意判決	欠席判決	本案判決	陪審評決
事件数	86	1517	208	82
総額額合計 (10 億 ドル)	0.1 \$billion	4.6 \$billion	0.3 \$billion	0.3 \$billion
損害額平均 (100 万ドル)	1.2 \$million	3.0 \$million	1.4 \$million	3.7\$millio n

米国連邦地裁・判決と損害種別(2009～2017 年10月、Lex Machina Report 2017より)

Damages type		Judgment Type				
		Consent J.	Default J.	J. on Merits	Jury Verdict	Cumulative Total
Corrective Advertising	cases	1	30	15		46
	Total Am.		\$1,651,163	\$11,473,590		\$13,124,753
	Mean Am.		\$55,039	\$764,906		\$285,321
Infringer's Profits	cases	9	140	63	43	255
	Total Am.	\$918,061	\$461,537,402	\$103,244,558	\$137,560,163	\$703,260,184
	Mean Am.	\$102,007	\$3,296,696	\$1,638,803	\$3,199,074	\$2,757,883
Statutory Damages Willful (Trademark)	cases	24	709	52	9	794
	Total Am.	\$67,075,212	\$3,103,056,984	\$110,210,035	\$64,172,500	\$3,344,514,731
	Mean Am.	\$2,794,801	\$4,376,667	\$2,119,424	\$7,130,278	\$4,212,235
Statutory Damages (Trademark)	cases	36	575	72	6	689
	Total Am.	\$39,253,483	\$903,810,608	\$47,435,450	\$11,104,000	\$1,001,603,541
	Mean Am.	\$1,090,375	\$1,571,845	\$658,826	\$1,850,667	\$1,453,706
Trademark Owner's Actual Damages	cases	16	153	23	42	234
	Total Am.	\$12,183,306	\$112,081,105	\$34,414,516	\$85,209,822	\$243,888,749
	Mean Am.	\$761,457	\$732,556	\$1,496,283	\$2,028,805	\$1,042,260
Cumulative Total	cases	86	1607	225	100	2018
	Total Am.	\$119,430,062	\$4,582,137,262	\$306,778,149	\$298,046,485	\$5,306,391,958
	Mean Am.	\$1,388,722	\$2,851,361	\$1,363,458	\$2,980,465	\$2,629,530

米国商標事件（連邦・第一審） 各判決種別の占める割合

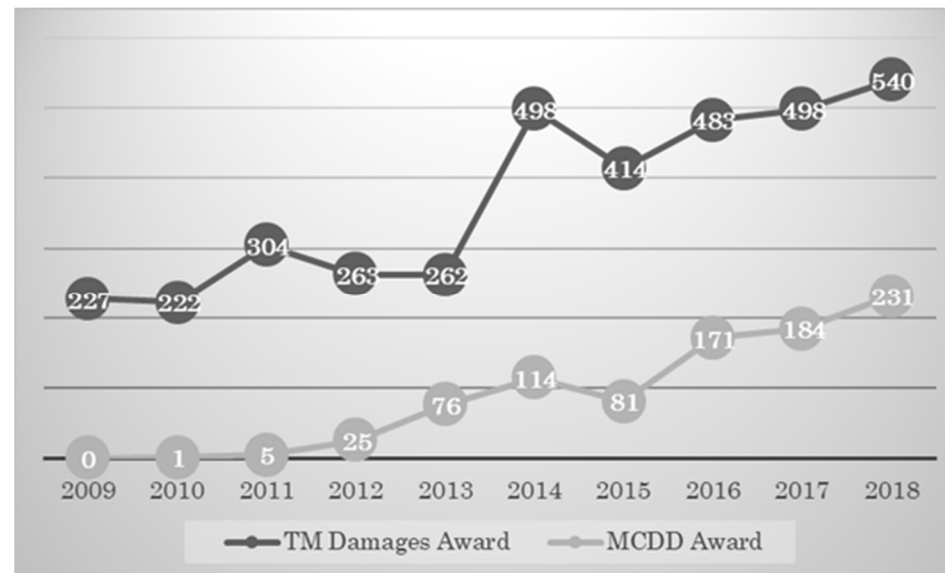
	Consent J.	Default J.	J. on Merits	Jury Verdict
対事件総数	4.3%	79.6%	11.1%	5.0%
対総損害額	2.3%	86.4%	5.8%	5.6%

米国商標事件(連邦・第一審) 各損害種別の占める割合(件数)

	Consent J.	Default J.	J. on Merits	Jury Verdict	Total
矯正広告	1.2%	1.9%	6.7%	0.0%	2.3%
利益返還	10.5%	8.7%	28.0%	43.0%	12.6%
故意法定	27.9%	44.1%	23.1%	9.0%	39.3%
非故意法定	41.9%	35.8%	32.0%	6.0%	34.1%
現実損害	18.6%	9.5%	10.2%	42.0%	11.6%

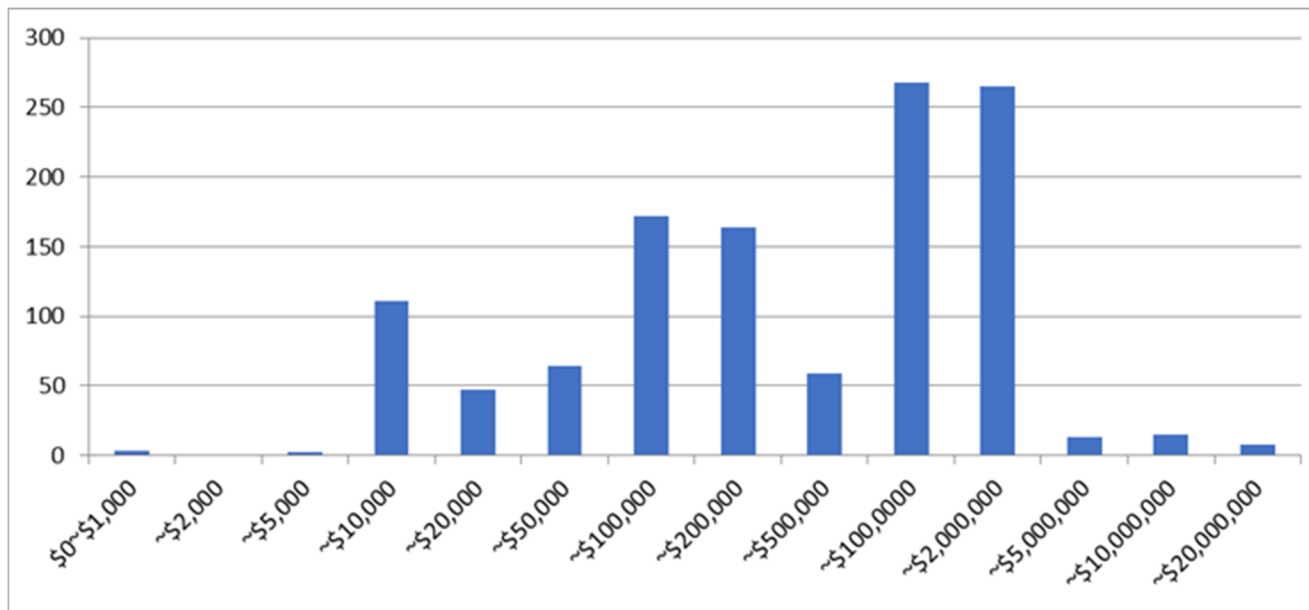
III 2 (3) 欠席判決(MCDD事例) における法定損害賠償額

- Lex Machinaは、多数の被告を相手方として一人当たりの法定損害賠償が欠席判決により算定された事例を“Mass Counterfeiter Default Damages”として整理(MCDD事例)
- 商標法に基づく損害額の算定事例とMCDD事例の推移(2009～2018年、Lex Machinaのデータより作成)



III 2 (3) 欠席判決(MCDD事例) における法定損害賠償額

米国連邦地裁(2009年～2018年) 被告一人当たりの法定損害賠償額(MCDD事例。Lex Macninaのデータより作成)



	MCDD
件数	1191
平均値	\$959,339
中央値	\$500,000
最頻値	\$2,000,000
最大値	\$18,000,000
最小値	\$1,000

III 3 (1)米国本案判決等 (2014～2018)

- Lex Machinaにおいて、2014年から2018年にラナム法上の損害額が本案判決又は陪審評決により算定された事件を対象
- 各事件の訴訟記録に基づき、商標権侵害または故意の希釈化を理由として損害額が算定されたもので、損害の種別などが確定・又は推定できるものに限定。

III 3 (1)米国本案判決等(2014～2018年)

	Total	Actual Damages(AD)	Infringer's Profits(IP)	AD+IP (non enhanced, punitive)	AD+ IP (incl. enhanced, punitive)	Statutory Damages
平均値	\$2,653,870	\$2,161,453	\$1,889,712	\$2,297,300	\$3,000,773	\$1,982,967
中央値	\$204,151	\$80,500	\$250,000	\$180,236	\$221,000	\$150,000
最頻値	\$50,000	\$10,000	\$300,000	#N/A	#N/A	\$100,000
最小値	\$1,000	\$789	\$1,350	\$789	\$1,350	\$1,000
最大値	\$60,700,000	\$45,000,000	\$32,521,671	\$60,700,000	\$60,700,000	\$20,000,000
合計	\$326,426,054	\$69,166,494	\$107,713,581	\$176,892,074	\$231,059,554	\$91,216,500
事件数	123	32	57	77	77	46

III 3 (1)米国本案判決

- 全体(123件)の損害額につき、平均値は\$2,653,870、中央値は \$204,151.
- もっとも多い損害種別は侵害者利益の返還。次いで法定損害賠償。
- 侵害者利益に基づく賠償の裁量的減額がされた事例6件
- 裁量的増額がされた例は10件(3倍7件、2倍2件。1件は、**現実損害額を3倍するとともに、記録がない年の利益額を記録がある年から推計した部分を裁量的増額としておこなったもの**)
- 義務的三倍賠償は10件

(2) 日本(2014年～2018年)

- 最高裁ウェブサイトで公表されている裁判例のうち、商標権侵害又は不競法2条1項1号・2号に基づく損害賠償請求が認容された事例。
- 認容額ではなく、損害の認定額。
- 第一審と控訴審で異なる判断がされている場合には、控訴審(2019年以降のものでも)を採用。
 - ただしマリオカート事件控訴審(5000万円を認容)は判決文を確認できなかったため対象外

(2) 日本 商標関連損害額 (2014年～2018年) 米ドル換算

	損害額 (全体)* 弁護士費用のぞく	1項	2項	3項及び不当利得
平均値	\$235,501	\$56,801	\$394,067	\$84,772
中央値	\$35,964	\$15,123	\$83,419	\$18,384
最小値	\$460	\$7,202	\$2,732	\$460
最大値	\$5,106,001	\$225,062	\$5,106,001	\$741,846
合計額	\$8,713,550	\$284,005	\$7,093,201	\$1,271,574
事件数	37	5	18	15

III3(3) 被告売上高を基礎とする算定手法についての対比

- 米国
 - 侵害者利益の返還事例で、裁判所の判断(参照した専門家証人の鑑定額も含む)において被告の売上高が明らか・推測できる事案
- 日本
 - 侵害者利益に基づく推定・合理的使用料の事案で、被告の売上高が認定され、その数字が判決文から明らか・推測できる事案

米国・利益返還

No.	被告売上高	被告売上高に対する割合				利益返還(増額含まず)
		費用控除率	寄与度減額	裁量的減額	利益返還額	
<20>	\$1,930	-30.1%	0.0%	0.0%	69.9%	\$1,350
<22>	\$620,868	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$620,868
<32>	\$5,054,805	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$5,054,805
<33>	\$5,791,927	0.0%	Considered ⇒	-30.0%	70.0%	\$4,054,349
<34>	\$642,000	0.0%	Considered ⇒	-82.0%	18.0%	\$115,560
<36>	\$583,830	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$583,830
<40>	\$440,000	-39.5%	0.0%	0.0%	60.5%	\$266,339
<46>	\$395,316,315	-91.8%	No	No	8.2%	\$32,521,671
<47>	\$832,576	-1.5%	0.0%	0.0%	98.5%	\$820,220
<50>	\$2,458,835	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$2,458,835
<54>	\$187,070	0.0%	0.0%	-67.0%	33.0%	\$61,733
<55>	\$7,430,632	-98.0%	0.0%		2.0%	\$150,188
<58>	\$404,116	-35.9%	0.0%	0.0%	64.1%	\$258,919
<59>	\$7,200,000	-48.6%	0.0%	0.0%	51.4%	\$3,700,000
<60>	\$161,384	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$161,384
<61>	\$6,573,840	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$6,573,840
<63>	\$17,371,003	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	\$17,371,003
<65>	\$23,645,768	-97.5%	-2.1%	0.0%	0.4%	\$87,702
平均値	\$26,373,161	-24.6%	-0.1%	-11.2%	65.3%	\$4,159,033
中央値	\$1,645,706					\$602,349

日本 (2項)

No.	被告売上高	費用控除率	寄与度減額率	損害額が小さいことによる覆滅率	損害額率	賠償額
[2]	\$49,862	-48.1%	-15.6%	0.0%	36.3%	\$18,112
[3]	\$145,182,558	Unknown	Unknown		3.5%	\$5,106,001
[4]	\$29,456	-79.5%	0.0%	0.0%	20.5%	\$6,052
[11]	\$144,500	-38.2%	0.0%	0.0%	61.8%	\$89,256
[25]	\$732,780	-50.1%	0.0%	0.0%	49.9%	\$365,657
[27]	\$4,681	-15.2%	0.0%	0.0%	84.8%	\$3,968
[32]	\$1,633,217	-80.7%	0.0%	0.0%	19.3%	\$314,915
[37]	\$85,489	-57.9%	0.0%	0.0%	42.1%	\$35,964
[40]	\$2,757,530	-70.0%	-21.0%	0.0%	9.0%	\$248,178
[42]	\$1,893,142	-63.9%	-30.7%	0.0%	5.4%	\$102,514
[44]	\$46,315,078	-86.8%	Considered⇒	-12.8%	0.4%	\$183,801
[45]	\$332,473	-80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	\$66,495
[48]	\$16,209	-38.7%	0.0%	0.0%	61.3%	\$9,941
平均値	\$15,321,306	-59.1%	-6.1%	-1.1%	31.9%	\$503,912
中央値	\$332,473					\$89,256

日本(3項)

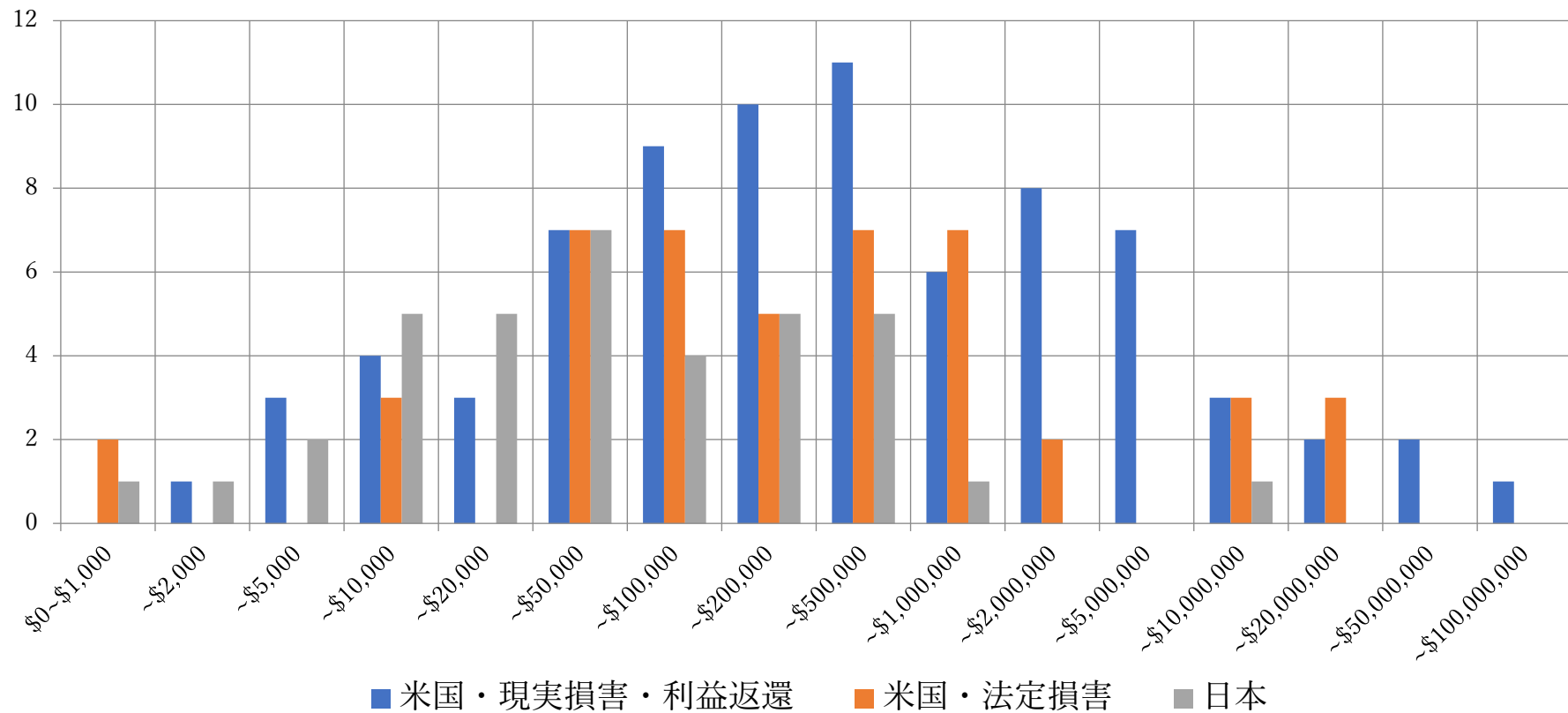
No.	被告売上高	使用料率	3項＋不当利得
[1]	\$49,456,416	1.5%	\$741,846
[5]	\$26,380	2.0%	\$528
[6]	\$20,495,932	0.5%	\$102,480
[7]	\$1,776,550	0.3%	\$5,330
[15]	\$3,676,707	0.8%	\$27,575
[22]	\$2,097,263	0.9%	\$18,384
[26]	\$6,608,251	3.0%	\$198,248
[36]	\$49,674	3.0%	\$1,490
[49]	\$14,302,254	0.2%	\$28,605
Mean	\$10,943,270	1.3%	\$124,943
Median	\$3,676,707		\$27,575

III 3 (4)日米の商標関係事件の損害額(2014年～2018年)の差とその理由

- 平均値で約11倍、中間値で6倍
- 最大の要因はおそらく市場規模・侵害行為の規模の差
 - 名目GDPで3.8倍
 - 利益返還に係る被告売上高は、日本の2項に係る被告売上高の約5倍
 - ディスカバリの影響の可能性
- 増額賠償・懲罰的損害賠償の有無
 - 元の現実損害・利益返還の額に対して、全体で30%程度の増額(件数としては6分の1程度)

III 3 (4)日米の商標関係事件の損害額(2014年～2018年)の差とその理由

• 法定損害賠償



III 3 (4)日米の商標関係事件の損害額(2014年～2018年)の差とその理由

- 米国における費用控除に係る被告の立証責任の厳格な運用
 - 裁量的減額による調整
- 寄与度減額・損害額の推定の覆滅
 - 日本においても認められた事案は限定的

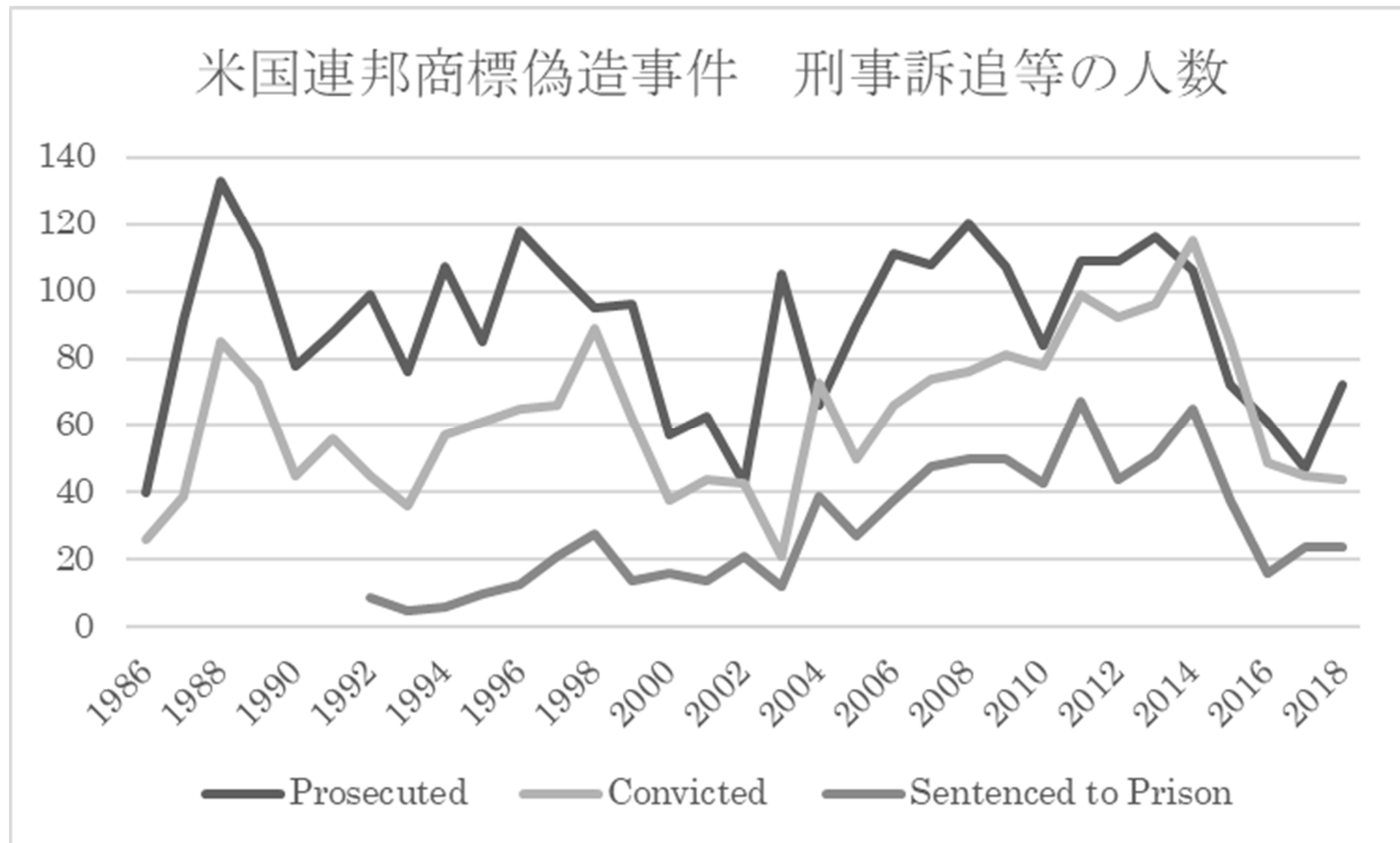
4 日米の商標に係る刑事罰

	米国(連邦)	日本
起訴人数 (2018年)	72	302

4 米国法における 商標に係る刑事罰

- 連邦法(合衆国刑法2320条)
 - 1984年商標偽造法で導入。
 - 偽造標章(基本的には民事と同内容)と認識しながら意図的に使用する行為等を対象。
 - 軍用品・医薬品に関してはより重い罪
 - 法定刑(初犯の場合)
 - 200万ドル以下の罰金もしくは10年以下の拘禁(法人の場合500万ドル以下)
 - 連邦量刑ガイドライン
 - 製造や輸入に関与していた場合、ガイドライン上の犯罪量刑レベルが12となり、原則実刑を受けることとなる。

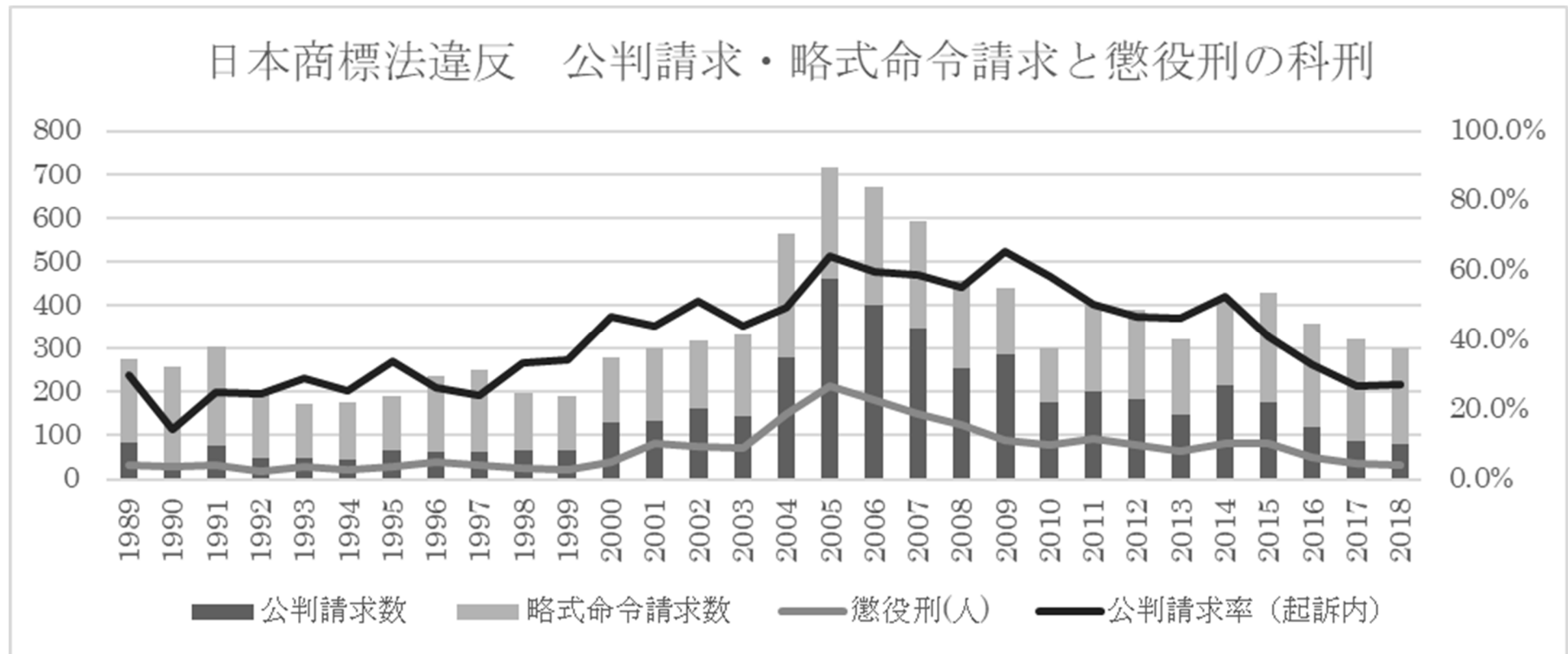
4 米国法における商標に係る 刑事罰 (TraceFedのデータより)



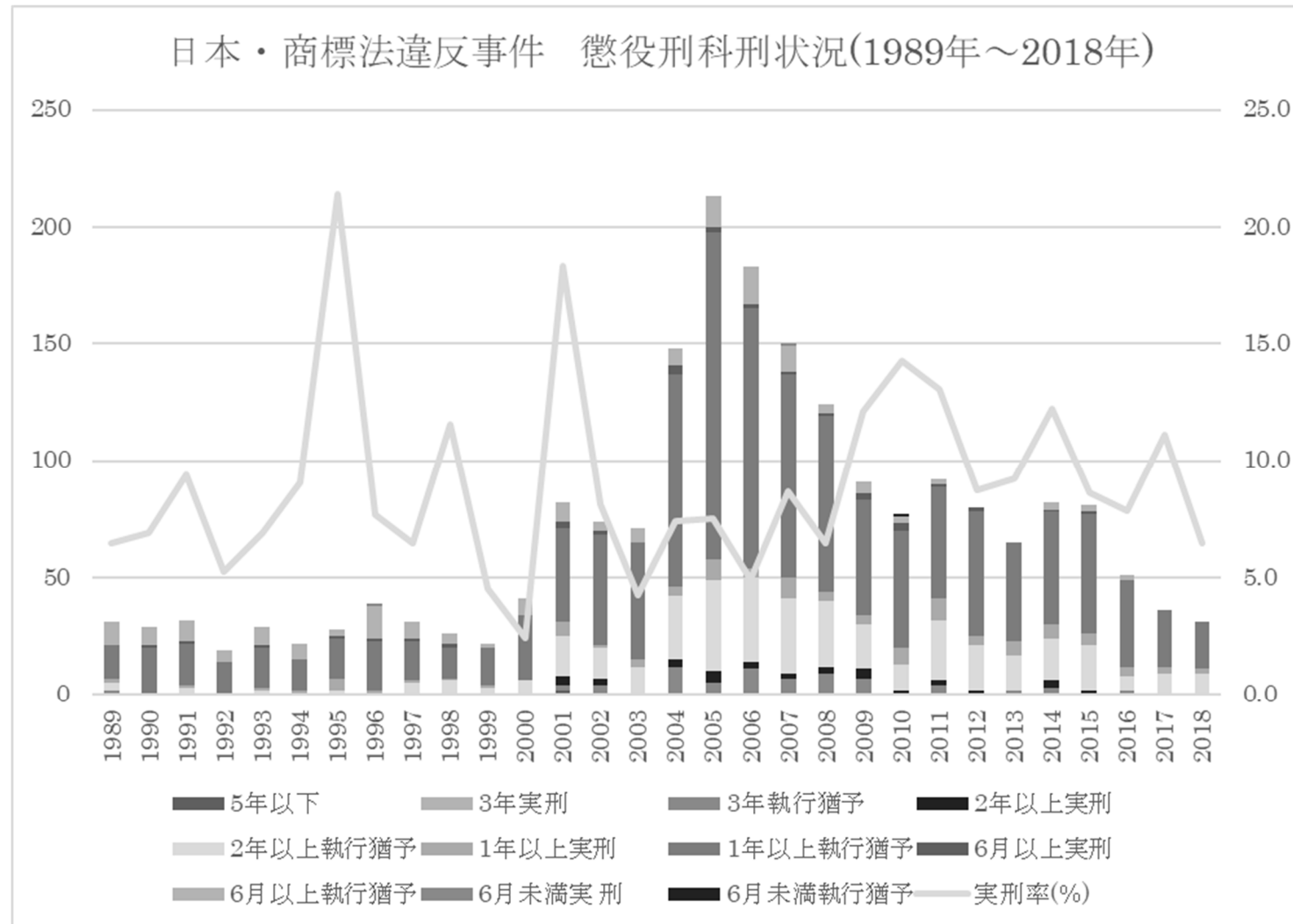
4 米国法における商標に係る 刑事罰 (TraceFedのデータより)



4 日本法における運用状況 (商標法違反)



4 日本法における運用状況 (商標法違反)



4 米国連邦法上の刑事罰の特徴

- 起訴人数の少なさ
 - 連邦捜査機関の多忙さ
 - 州法の役割
 - ニューヨーク州のみで105人の有罪宣告(2015年)
 - 多くの州法において、より広い構成要件
 - 権利者による民事訴訟の利用
- 実刑率(2002年以降50%前後を推移)は日本(5～15%を推移)に比べて高い。
 - 1997年のNET法に基づく2000年の連邦量刑ガイドラインの改定の影響

5 おわりに

米国法の特徴と日本法への示唆

- 欠席判決によるオンライン上での模倣品販売に対する権利行使
- 損害賠償制度における侵害の抑止と裁判官の裁量